令和８年度版

令和8年6月5日

企業はどのような違反で労基署から送検されているか

令和７年度までの労働基準関係法令違反に係る司法送検事案 2,230 件の分析

労働衛生コンサルタント・社会保険労務士
（元労働基準監督官）　　　稲垣寛孝

現在、全国の労働基準監督署（以下、労基署）が送検した司法事案は厚生労働省のウェブサイトに掲載されており、毎月更新され、1年間公表されている。そこで、隔年度ごとに継続してその送検された法条文を集計・分析し、どのような違反によって送検されているかの傾向を探った。**もとより、本分析は「いかにして労基署の送検を免れるか」を主眼としたものではない。**

労基署に送検される事案は、その前段階として、賃金不払いによる労働者の困窮や、重篤な災害による労働者の死亡・重篤な後遺症を伴う労働災害（労災）事故が発生していることが主因である。したがって、**現場で見過ごしがちな法違反や、「この程度なら大丈夫だろう」と軽く考えた法違反が重篤な災害を招いていると言える。**以下に示す労働安全衛生関係の法条文について、改めて気を引き締めて注意深く「法違反のない状態」を保つことこそが、まさに重篤な災害等の発生を未然に防ぐことにつながる。そのことを念頭に置きつつ、本分析をお読みいただければ幸いである。

第 1　厚生労働省「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載について」の概要と分析対象

1 ホームページ掲載の経緯と目的

平成 29 年 3 月 30 日付基発 0330 第 11 号の厚生労働省労働基準局長通達「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載について」に基づき、平成 28 年 10 月 1 日以降に公表した事案から毎月、全国の労働基準関係法令違反の司法送検事案等について、**全国統一的な取り扱いとして本省ウェブサイトに<u>企業名等が掲載</u>されることとなった。**

(1) 掲載対象となる事案の類型

掲載される事案は以下の 2 種類であり、企業名等の公表期間は概ね 1 年間とされている。

① 労働基準関係法令違反の疑いで送検され公表された事案（企業名等を公表）
② 違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業のトップに対し、地方労働局長が指導を実施し公表した事案（企業名のみ公表）

(2) 本分析における対象期間

スタートとなった平成 28 年 10 月 1 日以降に公表された事案から、以下の 5 つの期間に送検

された事案の法違反内容を集計・分析した。隔年での集計であるため、同じ送検事案が重複して計上されることはない。　なお、①はスタート当初の送検の傾向を見るための集計であり、分析期間が異なる。

① 対象期間:平成 29 年 9 月 30 日時点（最初の一年間の公表分:平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日 ／ 平成 29 年 10 月 16 日発表）
② 対象期間:令和元年度の公表分（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ／ 令和 2 年 4 月 30 日発表）
③ 対象期間:令和 3 年度の公表分（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ／ 令和 4 年 4 月 28 日発表）
④ 対象期間:令和 5 年度の公表分（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ／ 令和 6 年 4 月 30 日発表）
⑤ 対象期間:令和 7 年度の公表分（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 ／ 令和 8 年 4 月 30 日発表）

2 全体の概要と対象件数

各期間における対象件数は以下の通りであり、合計は 2,230 件にのぼる。

① 平成 29 年 9 月 30 日迄の 1 年間:送検 476 社、指導のみの企業名公表 1 社　（前述　第 1の1(1)の②の事例、以降は該当企業は無い）　を含めると全 477 件
② 令和元年度分:送検 467 社
③ 令和 3 年度分:送検 387 件
④ 令和 5 年度分:送検 440 件
⑤ 令和 7 年度分:送検 459 件

3　全体的な傾向

① 総数において令和 3 年度は大きく減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられる。通常は、年間 450 件前後の送検件数で推移している。
② 主要な法違反類型は、賃金不払関係、時間外労働関係、監督妨害・労災隠し、機械の安全基準、貨物自動車・フォークリフト・重機・クレーン、墜落関係、特定元方事業者、有害物などである。

第 2　　法違反類型別の詳細分析

主要な法違反を類型ごとにまとめて解説する（全件の記載は行わない）。単に法条文の目次順ではなく、業種ごとの災害発生状況を勘案した独自の分類としている。

1　各類型における違反の傾向と解説

法違反類型は法条文の目次順だけではなく、業種ごとの災害発生状況を勘案し、私の独自判断によるまとめ方とした。

(1)賃金不払関係条文

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度
労基法	賃金不払関係	中間搾取	5	4	0	0	0	0
最賃法		最低賃金不払	4	61	76	31	54	84
労基法		賃金不払	24	16	4	5	11	14
		割増賃金不払	37	8	7	4	4	2
			合計	89	87	40	69	100

ア　送検件数:　送検件数は近年大きく増加している。賃金を全く支払っていない場合、最低賃金法違反と労働基準法(賃金不払)のそれぞれの条文に該当するが、最低賃金法違反として送検される傾向にある。これは最低賃金法が特別法であること及び労働基準法(賃金不払)よりも罰則が重いことが理由だと思われる(現在の賃金不払いに係る罰則は「30 万円以下の罰金」であり、暴行罪(2 年以下の懲役もしくは 30 万円以下の罰金、または拘留もしくは科料)等と比較しても軽すぎる。賃金支払いは使用者の労働者に対する最重要の義務であり、その重篤度を考えるに罰則強化が望まれる。)

イ　件数の増減:　令和 3 年度に賃金不払いの送検が減少したのは、コロナ禍における各種助成金等の影響と考えられる。

ウ　以前多発していた、外国人技能実習生に対する中間搾取という極めて悪質な事件がなくなった点は評価できる。しかし、直近に公表された「外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った令和6年の監督指導、送検等の状況」によると、賃金不払い事件が令和6年にはまだ2件確認できる。

(2)時間外労働関係

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度
労基法	時間外休日労働	時間外労働	32	61	36	14	25	25
		休日労働	35	1	0	0	2	2
		特例規模	40	0	4	1	2	1
		協定届(超)	36	0	0	1	8	11
行政指導		企業名公表	ない	1	0	0	0	
			合計	63	40	16	37	39

ア　送検件数及びその内容:　「働き方改革」の浸透によるものか、労働基準法第 32 条

違反（労働時間）の件数は大きく減少した。なお、同法第 36 条に基づく協定（いわゆる 36 協定）を締結せずに時間外労働をさせた場合は、第 32 条または第 35 条（休日）違反となる。一方で、第 36 条違反は令和 5 年度に 8 件、令和 7 年度に 11 件みられる。これらは 36 協定を締結していたにもかかわらず、その上限時間を超えて労働させた事案であり、増加傾向にある。

参考

① **36 協定の届出件数の推移:** 36 協定の労基署への届出件数はこの 20 年で 2 倍以上に増加している。平成 14 年の 827,742 件から、令和 6 年には 2,039,035 件へと達した（出典:厚生労働省『労働基準監督年報』）。これは、以前はいかに多くの事業場が 36 協定を未届けのまま時間外労働をさせていたかの証左と言える。

② **監督指導の変化:** 労基署の監督指導内容も、20 年前は「まず 36 協定を提出させる指導」、10 年前は「サービス残業を止めさせる指導」、最近は「長時間の時間外労働を抑制する指導」へと明確に変化してきている。

（3）その他の労働基準法関係

法規則名	主眼	条文内容	条文	件数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
労基法	労働条件等	労働条件通知書	15	0	1	3	3	1
		解雇	20	0	2	0	0	0
		就業規則	89	0	0	0	0	0
		法令等周知	106	0	0	0	2	0
		賃金台帳	108	0	0	0	3	0
			合計	0	3	3	8	1

ア **労働条件通知書（労基法第 15 条）違反:** 件数が多い背景には、当初の労働契約内容を曖昧にしたまま就業を開始させている実態があると考えられる。

イ **法令等の周知（労基法第 106 条）違反:**労働者への周知が就業規則の効力の発生要件であることから、これを怠っていたため、重大な問題が発生したことから送検されたものと推測される（就業規則の作成及び届出義務（労基法第 89 条）違反については、送検には至っていないものの、是正勧告件数は約1万件（労働基準監督年報）と非常に多く、送検リスクがあることにも注意が必要である。）。

ウ **賃金台帳（労基法第 108 条）違反:** 違反内容は主に「労働時間の未記入」であり、時間外労働等の法違反事案と密接に関係している。

エ **解雇（労基法第 20 条等）違反:** 送検事例自体は少ないものの、労基署の窓口における相談件数は非常に多い。

参考

解雇を巡る民事トラブルと個別労働紛争解決制度: 解雇手続自体は労基法上の要件を満たせば違法とはなりにくいが、民事裁判になると理由が不当として、解雇が無効と判断されるケースが大半である。しかし、一般の労働者が裁判を起こすことは経済的に非常に困難であり、**残念ながら正式な裁判は「強者のみが使える道具」になっているのが現実で**ある。そのため、裁判外の話し合いで解決を図る「個別労働紛争解決制度」の活用が重要となる。全国の労基署等には総合労働相談窓口が設置されており、解雇事案に関する相談件数は令和6年度で全国32,059件に達している。

参考URL: https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001587858.pdf

(4)監督指導妨害・労災隠し

法規則名	主眼	条文内容	条文	件数				
				H281001~H290930	令和元年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度
労基法	監督指導妨害	監督妨害	101	2	0	2	0	0
		虚偽報告不出頭	104の2	1	2	0	0	0
		監督妨害	120	3	0	0	1	2
安衛法		監督妨害	91	1	0	0	2	0
		使用停止違反	98	0	1	1	0	0
安衛則	隠ぺい	労働者死傷病報告	97	46	58	59	64	46
		事故報告	0	0	0	1	0	0
			合計	53	61	63	67	48

ア **監督指導妨害:** 労基署の監督指導や司法捜査に対する妨害行為はやや減少傾向にあるが、依然としてゼロにはなっていない。

イ **労災隠し:** 相変わらず件数が多く、深刻な問題である。労働者死傷病報告の未提出だけでなく、被災場所を偽る虚偽報告の事例もある。休業日数がわずかであっても、故意に報告を怠る行為(労災隠し)は犯罪となる。

ウ **使用停止違反:** 労基署から使用停止命令を受けた機械を、停止させずにそのまま稼働させた悪質な違反である。

(5)安全衛生管理体制・教育等

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H 281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛法	管理体制	衛生管理者	12	0	1	0	0	0
安衛則	教育	雇入教育	35	0	2	2	2	0
		特別教育	36	5	2	5	4	5
	健診	定期健康診断	44	1	0	1	1	1
	計画届出	計画届出	86	0	2	1	0	0
		計画届出	90	0	1	0	0	0

ア **教育関係の違反：** 労働安全衛生規則（以下、安衛則）第 36 条に基づく「特別教育」を対象作業において実施していない違反が多い。特別教育の対象作業は近年増加しているため、漏れがないよう注意が必要である。

イ **安全衛生管理体制（作業主任者制度）：** 作業主任者の未選任などの違反が多く見られるが、留意点は個別条文の箇所（（7）を参照）で記述する。

（6）機械の安全基準の原則等

（※安衛則等の規則は立件上、上位法である労働安全衛生法（以下、安衛法）とセットになるが、ここでは安衛法の条文記述を省略し、規則のみを扱う。以下同様）

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H 281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	安全規格	機械の規格	27	2	0	1	0	1
		安全装置有効保持	28	1	1	1	2	0
	一般的な危険防止	回転軸	101	3	7	5	8	9
		動力遮断	103	1	0	1	0	1
		運転合図	104	1	5	0	0	7
		掃除運転停止	107	14	9	13	18	21
		刃掃除運転停止	108	0	0	2	0	0
		ストローク端	108の2	0	0	1	2	0
			合計	22	22	24	30	39

安衛則	コンベア	非常停止	151の78	6	2	4	2	3
		搭乗の制限	151の81	0	0	0	0	1

ア **巻き込まれ等の事案:** 機械の回転軸などに巻き込まれる事案が多いが、これは安全カバーを外したまま運転していたことが原因と考えられる。

イ **掃除・修理時の運転停止義務(安衛則第 107 条)違反:** 増加傾向にある。「機械を止めずに作業をすること」を美徳とする意識が、管理者・現場作業者ともにいまだ払拭されていない。㊟

ウ **非常停止装置等の未設置:** ベルトコンベアーへの非常停止装置の未設置や、ロール機の囲い未設置による送検が後を絶たない。これらは掃除時の運転停止違反と形態が類似している。

エ **本質安全化の重要性:** 運転合図の不足や運転を停止させない状態での掃除などは不安全行動の最たるものである。人間の「うっかり」や「効率優先による手抜き」、あるいは「機械は壊れるもの」という前提に立てば、すべての不安全行動を教育だけで防ぎ切ることはできない。したがって、まずは設備的に危険を排除する「本質安全」を目指した設備改善を優先すべきである。

オ **ラインを停止できない職場の心理:** 日々の生産目標管理が厳しい職場では、トラブル発生時に運転を停止しにくい傾向がある。「運転を続けながら不具合を瞬時に修正すること」が熟練の技として称賛されてきた古い歴史や、ラインを止めると前後の工程の担当者に迷惑がかかるという職場の同調圧力が影響している。さらに、ラインを止めた際に管理者が開口一番「いつ復旧できるんだ!間に合うのか!」と叱責するような職場では、労働者がトラブル時に非常停止ボタンを押すことは極めて困難であり、これが第 107 条違反を誘発する温床となっている。

㊟ **最高裁が示す「接触の危険」の解釈:**『労働災害と企業の刑事責任』(安西愈著、労働調査会)に紹介されている最高裁判決(昭 48.7.24)によれば、「接触の危険」とは労働者の注意力偏倚、疲労、不慣れ、重大な過失による場合をも含むとされている。

　この解釈に従えば、「我が社はベテラン揃いだから、そこに手を入れるというバカな真似はしない」という弁明は一切通用しない。 不慣れな労働者も従事する可能性がある以上、「注意する」という作業手順(人間の注意)に頼るのではなく、**「物理的に手が入らない」設備対策**(ハード面の不変化)が法的に求められている。

(7) 各種機械

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H 281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	木工機械	丸鋸接触防止	123	1	0	0	1	4
		木工作主選任	130	1	0	2	2	1

安衛則	食品加工機	切断機覆い	130の2	0	1	0	0	0
		粉砕機転落	130の5	2	0	0	0	1
		粉砕機送給	130の6	0	0	0	1	1
		粉砕機取り出し	130の7	0	0	0	1	0
		ロール機覆い	130の8	0	0	0	1	0
		成形機危険	130の9	1	0	0	0	0
			合計	3	1	0	3	2

安衛則	プレス等	プレス安全装置	131	5	1	5	3	6
		スライド下降	131の2	0	0	1	1	0
		プレス作主選任	133	1	0	1	1	0
		プレス作主職務	134	2	3	1	5	2
		プレス定自検	134の3	1	0	0	0	0
			合計	9	4	8	10	8

安衛則	プレス外	射出成型機等	147	0	2	3	1	2

安衛則	ロボット	ロボット運転中	150の4	2	0	1	0	0

ア **作業主任者の選任・職務違反:** 残念ながら、木工機械やプレス機械において「作業主任者を未選任」、あるいは「選任していても実際に職務を遂行させていない」ケースが多く見られる。作業主任者制度は「単なる作業の操作資格」ではなく、管理・監督を行う「職制（役職）」の一種であり、職務を確実に遂行させる責任は事業者自身にある点に留意しなければならない。

イ **木工機械:** 安全装置において目覚ましい技術的進歩が広く普及しておらず、依然として災害が多発している状況である。

ウ **プレス機:** 現在は高度な安全装置を搭載した機械が流通しているにもかかわらず、いまだに安全装置を使用させずに作業を行わせ、災害を発生させている事例が多いのは極めて遺憾である。

エ **射出成形機等:** プレス機に該当しなくとも、同様の圧縮・成形作業を行う機械（射出成形機など）についても、囲いの設置等の安全措置が必須である。

(8) 車両系荷役機械（フォークリフト等）

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	車両系荷役機械	作業計画	151の3	1	3	5	5	3
		転落防止	151の6	2	0	0	1	0
		接触防止	151の7	5	4	8	3	5
		荷の積載	151の10	1	0	1	1	0
		運転席離脱	151の11	0	4	0	2	3
		用途外使用	151の14	5	2	3	1	7
		定期自主検査	151の21	0	1	0	1	0
			合計	14	14	17	14	18

ア **生産最優先思想からの脱却：** **工場敷地内では公道と異なり何故か「作業者よりもフォークリフト（車）が優先」という取り決めが横行しがちだが、これは生産最優先の思想が原因であり、是正しなければならない。**対策としては「**歩車分離の徹底**」が基本であり、混在する場合は「**作業指揮者による誘導・リード**」を徹底すべきである。これらは必ず事前の「作業計画」に盛り込まれなければならない。

イ **用途外使用の根絶：** いまだにフォークリフトの爪（フォーク）などに安全措置を講じないまま労働者を乗せて昇降させている現場があるが、極めて遺憾な違反行為である。

（9）貨物取扱関係　はい作業

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	貨物自動車	制動装置等	151の65	1	0	0	0	0
		使用制限	151の66	0	0	0	1	2
		積卸し	151の70	0	2	2	2	1
		荷台乗車	151の73	0	0	1	0	1
		保護帽	151の74	1	4	1	4	1
			合計	2	6	4	7	5

安衛則	はい作業	はい作業主任者	428	0	1	0	1	1
		はい崩し作業	431	1	0	0	0	0
			合計	1	1	0	1	1

ア **計画的な作業と接触防止：** フォークリフト同様、過去から同じような違反傾向が続いている。重点は「作業計画の策定」と「人と車両の接触防止（歩車分離の徹底）」である。

イ **貨物自動車からの転落防止:** 貨物自動車における違反は、荷台からの転落災害に起因すると考えられる。構造上、物理的な墜落防止措置(手すり等)が取りにくい場合は、確実に保護帽(ヘルメット)を着用させ、あご紐をしっかりと締めさせることが不可欠である。

(10) 高所作業車 車両系建設機械 等

法規則名	主眼	条文内容	条文	件数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	高所作業車	作業計画	194の9	0	2	1	1	2
		転落防止	194の11	1	0	0	1	0
		運転席離脱	194の13	0	2	0	0	0
		用途外使用	194の17	0	1	0	0	0
			合計	1	5	1	2	2

法規則名	主眼	条文内容	条文	件数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	車両系建設機械	作業計画	155	3	2	2	1	2
		転落防止	157	2	4	2	4	6
		接触防止	158	7	9	12	6	10
		運転席離脱	160	1	0	0	0	1
		用途外使用	164	7	1	6	2	1
		月例点検	168	1	0	0	0	0
		作業開始前点検	170	1	0	0	0	0
		立入禁止	171の6	0	1	0	2	0
			合計	22	17	22	15	20

安衛則	くい打機	合図	189	0	1	0	0	0

安衛則	活線作業	工作物感電防止	349	2	1	3	0	0

ア **車両系建設機械:** 建設重機は一般の機械以上に作業者との距離が近いため、接触防止対策、誘導者の配置、作業計画の策定にさらに注力し、その実効性を高める必要がある。

イ **用途外使用の禁止:** クレーン機能(荷吊り仕様)のないパワーショベル等に、法令の規定重量を超える荷を吊り上げさせている事例が見受けられる。今後はクレーン機能付き重機(クレーン仕様機)がさらに広く普及・使用されることを強く望む。

ウ **高所作業車:** 傾斜地への設置等による「逸走(勝手に動き出すこと)」の危険や、作業床

（バケット）と構造物との間での「挟まれ」の危険があるため、事前の綿密な作業計画の策定が重要である。

エ **活線作業:** 予想以上に送検事例（＝感電災害）が多い。事前の通電状況確認や絶縁対策の徹底が必要である。

(11) 墜落防止・通路・足場

法規則名	主眼	条文内容	条文	件数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	墜落防止	作業床の設置	518	16	19	15	8	5
		手すり等の設置	519	49	38	28	25	29
		安全帯取付設備	521	0	0	0	0	1
		スレート踏抜	524	9	19	9	4	7
		昇降設備	526	1	2	1	4	2
		建設物組立解体	529	1	0	1	0	0
		救命具等	532	0	0	0	0	1
		ホッパー内作業	532の2	1	1	2	1	1
		煮沸槽転落防止	533	1	1	4	1	1
			合計	78	80	60	43	47

安衛則	通路	安全通路	540	2	2	2	2	1
		架設通路	552	1	1	1	1	0
		はしご道	556	0	1	0	0	0
			合計	3	4	3	3	1

安衛則	足場全体	作業床	563	3	4	4	3	3
		足場組立作業	564	4	2	2	1	1
		足場作主選任	565	1	1	0	2	0
		足場作主職務	566	0	1	1	2	2
		吊り足場点検	568	1	0	0	0	0
		鋼管足場	570	0	0	0	0	1
			合計	9	8	7	8	7

ア **高所作業時の安全措置:** 件数はやや減少傾向にあるものの、全体に占める割合は依然として高い。高所で作業を行わせる際、いまだに作業床や手すりを設置していない事例が多

い。なお、フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）の使用は、作業床の設置等が困難な場合の「最後の手段」である点に留意すべきである。

イ **スレート屋根等の踏み抜き：** 一時期、踏み抜きによる墜落災害が激増したが、これは台風等の自然災害復旧の影響と考えられる。経年劣化したスレートが簡単に割れてしまうこと自体を知らない若い労働者も多いため、その危険性の周知が重要である。

ウ **足場の不備と作業主任者の職務：** 足場自体の構造的欠陥だけでなく、足場の組立て等作業主任者にその職務を適切に行わせていない法違反が多い。事業者は作業主任者を選任するだけでなく、**その職務を実際に現場で遂行させること**（現場の安全確認・指揮等）に注意を向けるべきである。**現場に名札を掲示するだけでは法的な義務を果たしたとは言えない。**

（12）掘削　飛来落下

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	掘削	地山作業主任者	360	0	0	0	1	1
		地山崩壊防止	361	0	4	7	2	1
		埋設物の危険	362	1	1	2	0	1
			合計	1	5	9	3	3
安衛則	飛来崩壊防止	地山崩壊防止	534	1	0	0	2	0
		物体落下	537	1	7	2	2	4
			合計	2	7	2	4	4
安衛則	有害作業環境	ガス発散抑制	577	1	0	0	0	0
		内燃機関使用禁止	578	0	1	1	0	1
			合計	1	1	1	0	1

ア **掘削作業（土止め支保工）：** 道路の側溝工事などの掘削作業において、多くの送検事例（崩壊災害）が見られる。少しでも崩落の不安や危険性があれば、惜しまずに土止め支保工を使用すべきである。

イ **埋設物・近接構造物の危険：** 側溝工事の際、脇にあるコンクリートブロック塀が崩壊する災害が多いと考えられる。

ウ **物体の飛来・落下：** 建物の解体作業をはじめ、様々な業種の作業現場で発生しており、防網の設置や立入禁止措置などの徹底が求められる。

エ **内燃機関の使用：** 地下配管工事等において、換気が不十分な坑内で内燃機関（発電機等）を使用したことによる一酸化炭素中毒災害が散見されるため、内燃機関の使用停止・換気措置に関する対策も確実に行う必要がある。

（13）特定元方事業者・元方事業者

法規則名	主眼	条文内容	条文	件数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	特定元方 元方	作業間連絡調整	636	3	0	2	3	1
		作業場所巡視	637	0	0	1	1	3
		教育指導	638	1	0	0	0	0
		計画の作成	638の3	0	0	1	1	2
安衛則	特定元方 元方	関係請負人指導	638の4	0	1	2	2	0
		作業間連絡調整	643の2	1	0	0	1	0
		警報統一	642	0	0	0	0	1
		型枠支保工措置	646	0	1	0	1	0
		物品揚げ下ろし口	653	13	18	6	7	6
		架設通路	654	1	0	1	0	1
		足場	655	1	1	9	2	0
		クレーン構造	656	1	0	0	0	0
		化学物質文書交付	662の4	0	1	0	0	2
			合計	21	22	22	18	16

ア **作業間連絡調整の不徹底:** 関係請負人との作業間の連絡調整義務について、建設業（安衛則第 636 条）および製造業における元方事業者（安衛則第 643 条の 2）のいずれにおいても違反が見られる。

イ　**請負労働者の墜落防止:** 協力会社の労働者が起こした墜落事故に対して、元請としての安全措置義務を怠ったための立件である（安衛則第 653 条～第 655 条）。

ウ **化学物質等の危険性告知（安衛則第 662 条の 4）:** 数件の立件が存在する。工事の発注者（注文者）が化学物質を製造・取扱う事業場である場合、その作業の請負人に対し、当該化学物質の危険性、注意事項、事故発生時の対応等について「文書を交付する義務」がある。また、文書を受け取った請負人は、さらに下請（後順位の請負人）に対しても同様に文書を交付しなければならない。化学設備を有する工場において、構内の補修作業等を建設業者に発注する場合にもこの義務が課せられるため、注意が必要である。

エ **今後の留意点:** 元方事業者の労働安全衛生法上の責任は、配下の個人事業主（一人親方等）にも一部及ぶこととなったため、今後はさらに管理範囲の留意が必要である。

（14）その他工事関連の種々の規則

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛則	伐木作業	危険の防止	477	3	3	3	1	4
		かかり木処理	478	0	1	0	2	0
		伐倒合図	479	0	3	0	1	1
		造材作業	480	0	0	0	1	1
		立入禁止	481	0	0	2	5	1
		保護帽	484	0	1	0	0	0
			合計	3	8	5	10	7

安衛則	ロープ高所作業	ライフライン	539の2	0	0	0	1	0
		メインロープ強度	539の3	0	1	0	0	1
		作業計画	539の5	0	1	0	0	1
		作業指揮者	539の6	0	1	1	0	0
		安全帯使用	539の7	1	0	0	0	0
			合計	1	3	1	1	2

ア **伐木作業:** 伐木作業に伴う送検（労働災害）が多い。伐木作業そのものに従事する労働者人口は決して多くないと考えられるため、労働者数に対する「災害発生率」が非常に高いのではないかと懸念される。

(15) クレーン則

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
クレ則	クレーン一般	製造許可	3	0	2	0	0	0
		過負荷の制限	23	0	1	0	0	0
		運転合図	25	1	0	0	0	0
		搭乗制限	26	1	0	0	0	0
		立入禁止	29	0	1	0	0	1
		並置クレーン修理	30	2	0	0	0	1
		定期自主検査	34	2	0	0	0	0
	移動式クレーン	移クレ作業方法	66の2	5	7	2	8	1
		搭乗制限	72	0	2	0	3	2
		移クレ立入禁止	74の2	1	1	0	0	1
		月次自主検査	77	0	1	0	0	0
	玉掛け	使用範囲制限	219の2	1	0	0	0	1
		無資格	221	4	1	1	2	0
			合計	17	16	3	13	7

ア **作業計画の策定（クレーン則第 66 条の 2）：** この条文違反が非常に多いが、これも事前の作業計画の策定と、その内容の労働者への周知徹底が不足している結果である。フォークリフト、貨物自動車、建設重機、高所作業車、移動式クレーンのいずれにおいても、「作業計画の策定」および「指揮者・誘導者の選定」は極めて重要であり、その実効性を高めることこそが災害防止の要である。

イ **無資格玉掛け：** 玉掛け作業を無資格（技能講習または特別教育未修了）で行わせる違反が相変わらず多く、非常に残念な状況である。

（16）労働衛生関係の有害物質

法規則名	主眼	条文内容	条文	件　数				
				H 281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
粉じん則	粉じん	呼吸用保護具	27	0	3	3	3	6
特化則	特化物	特化作業主任者	27	0	0	3	0	1
		特化主任者職務	28	0	1	2	0	1
		健康診断	39	0	0	0	0	1
有機則	有機溶剤	局所排気装置	5	0	1	1	0	2
		作業環境測定	28	0	0	0	0	1
		健康診断	29	1	0	0	0	0
石綿	石綿	種々	種々	3	2	0	0	0
じん肺法	じん肺	定期健診	8	0	1	0	0	0
酸欠則	酸素欠乏	作業環境測定	3	0	1	0	2	2
		測定器具	4	0	0	0	0	1
		立入禁止	9	0	1	0	0	0
		作業主任者	11	2	0	1	0	0

ア **防じんマスクの未着用（粉じん）：** 臨検監督の際、防じんマスクの未着用が発見された場合は重篤な法違反とみなされ、通常はその場で作業を中止させ、マスクを着用させる指導が行われる。それにもかかわらず送検に至っているのは、後日の再監督（再確認）時にも依然として着用させていなかったなど、指導を無視し続けた悪質な事例と推測される。労働者本人が「息苦しい」等の理由で拒否したとしても、安易に未着用を認めてはならない。認めてしまえばすべて事業主の責任となり、その刑事責任は重い。

イ **局所排気装置の未設置（有機溶剤）：** 有機溶剤業務における局所排気装置等の未設置違反が増加している。これも労基署からの再三の是正指導に従わなかった結果の送検であると推測される。

ウ **石綿（アスベスト）関連違反：** 令和７年度において石綿障害予防規則（石綿則）自体の違反はみられなかったが、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する物品を違法に譲

渡したという、安衛法第 55 条（製造等の禁止）違反事案が発生している。

エ **酸素欠乏症（酸欠）**：令和 7 年度には埼玉県において、重篤な酸素欠乏による死亡災害が発生している。酸欠・硫化水素中毒災害は、救助に入った人間も含めて一度に多数の被災者（死亡者）が出る特性があるため、事前の測定や換気、救急用具の備えなど、万全な準備と体制づくりが必須である。

（17）無資格作業・特別教育未実施

法規則名	主眼	条文内容	条文	件数				
				H281001 ~H290930	令和元年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
安衛法 施行令	就業制限	無資格作業	６１条 （令20他）	25	19	13	21	22
安衛則	教育	特別教育	36	5	2	5	4	5

ア この法違反（資格のない者への作業命令、必要な安全教育の怠り）は、これまでの各項目の解説の中でも重複して触れてきたが、極めて重要であるため最後に改めて示す。

第３ 総括

1 賃金・労働時間の問題点

賃金不払事案の増加の課題：近年、賃金不払いに係る送検件数は１００件と大きく増加する傾向にある 。**経営者は、事業運営の失敗のつけを労働者に払わせるべきではない。**現在の賃金不払いの罰則（30 万円以下の罰金）は、他の犯罪と比較してその重篤度を考えるに軽すぎる。「債務不履行不処罰」の原則があるとはいえ、罰則強化を望みたい。

36 協定の上限超過労働の増加傾向：「働き方改革」の浸透に伴い、労働基準法第 32 条違反（原則的な労働時間違反）の送検件数は大きく減少した 。しかしその一方で、36 協定を締結しているにもかかわらず、その上限時間を超えて労働をさせた「第 36 条違反」による送検は近年増加傾向にある。長時間労働は過労死を生む。そのような過大な長時間労働を撲滅するべく更なる監督指導が必要である。

付記、時間外労働規制の緩和議論：近年、時間外労働規制の緩和が話題となっているが、**厚生労働省のアンケートによると、大半の労使ともに時間外労働の緩和を望んでいない。**一部に、「残業代減少による収入減を補うため、時間外労働を望む」との声もあるが、G7の中でも低いとされる基本的な給与水準そのものの向上、他の先進国と同様に時間外労働の割増賃金率を5割とすることがその解決方法であって、時間外労働時間数の増加ではない。

2　現状への警鐘:形骸化した「安全第一」からの脱却

本分析が示す通り、労働基準監督署による司法送検事案は年間 450 件前後で高止まりしており 、大半が安全衛生である。その背景には依然として根深い「生産最優先」の企業風土が存在する 。

多くの事業場が口頭では「安全第一」を掲げながらも、実態は日々の生産目標や同調圧力を優先し、機械稼働中の危険な調整作業を黙認・誘発しているのが現実である。これは、労働安全衛生規則第 107 条(運転停止義務)違反の増加傾向にも顕著に表れている。

人間は「うっかり」や「効率優先による手抜き」を犯す生き物であり、教育や個人の注意力だけで不安全行動を完全に防ぐことには限界がある。最高裁の判決が示す通り、法が求める「接触の危険」の排除とは、従事労働者にある程度の過失がある場合や未熟な場合をも含んでいる。事業者は、ベテランの経験や主観的な安全論に依存するのを止め、物理的に危険を排除する「設備の本質安全化」を最優先で進めるべきである 。

なお、ミスをした労働者を責めるのではなく、その問題行動をさせた背景(焦り、人手不足、操作性の悪さ等)に目を向けて解決を図る必要がある(「HOP理論」を参照)。

3　事業主が果たすべき真の責任:基本ルールの徹底

公道における「自動車の無免許運転」を容認する企業が皆無である一方で、労働安全衛生の世界においては、フォークリフトの運転や玉掛け作業、各種特別教育における「無資格・無教育での作業命令」が平然と行われている実態がある。これは極めて重大なコンプライアンス違反である。

事前に対象作業の資格を取得させ、確実な安全衛生教育を施すことは、労働者を預かる事業者にとって「基本中の基本」となる法的義務である。また、作業主任者制度についても、単なる資格者の名札掲示にとどまらず、現場での直接指揮・安全確認といった「職制としての職務」を実効性をもって遂行させることが強く求められる。

職場の安全を確保する第1義的な義務は事業主にあるのであって、労働者ではない。安全活動も生産活動も、その大半を労働者に背負わせてはいけない。まず事業主が可能な限り安全衛生の確保された職場環境(ALARP の原則)を構築し提供する義務があるのである。

以上